

有識者講演 ①

(東京会場)

講師：竹石 爾

(学校法人青山学院顧問)

「学校法人の実効性ある監事監査を目指して～実例を中心に～」

——「夕陽のガンマン」から「カーナビ」へ——

学校法人青山学院 顧問(前常任監事) 竹石 爾

1、はじめに

監事体制の実態

非常勤監事の人数割合・・・大学 93%、短大 98%

試行錯誤の監査経験を通して

2、青山学院の監査体制

監 事 常任監事制度・・・平成16年設置

・常任監事1名 「公監査・公会計」専門の青山学院大学名誉教授
で、公認会計士・税理士

・監事1名 弁護士

監査室 4名(室長、スタッフ3名)・・・平成14年設置

会計監査人 大手監査法人

3、監査の基本方針は

次の監査を通して、理事及び関係者に問題点に気づいてもらうだけでなく、改善されるように適切な助言や勧告を行うことにより、それが解決され是正された状態で定着されるように努める。

- ① **妥当性監査**・・・政策内容及び業務の執行が、建学の精神・理念や社会の要請に合っているか、また将来計画に基づいたものになっているかなど、その適正・妥当性を監査する。
- ② **適法性監査**・・・政策内容及び業務の執行が、法令及び寄付行為などの諸規則に準拠して、適正になされているか監査する。
- ③ **財務・会計監査**・・・会計業務が「学校法人会計基準」に準拠し、かつ財産は適正に保たれているか財務的視点から監査する。
- ④ **三様監査**・・・会計監査人及び監査室と連携して監査する。

4、実効性を高める「監査計画」の工夫

理事・評議員及び多くの学内関係者等に、監事監査計画の内容と共に監事監査の必要性を理解してもらうように努める。

- ① 監査計画発表の際に、「監査計画書」と共にレジメ「監事監査計画にあたって」を毎年配布し、監事の役割・職務内容に触れながら、次の点等も伝える。
 - ・教学監査も対象である。
 - ・指摘内容に対し適切な対応がなされない場合には所轄庁(文部科学省)に報告する。なお、今年度は、「私学法の一部改正の趣旨と概要」も知らせた。
- ② 「重点監査項目」を定めて伝える。
- ③ 常勤監事と非常勤監事の役割を伝える。
 - 監査ポイントも多岐にわたるので、個人でなくチームで対応
- ④ 監査内容とその方法を伝える。

5、如何にして有効な情報や証拠を収集するか

懐疑心を持って行うことは必要ではあるが、あらゆる機会をとらえて「監事は学校の健全な維持発展のために活動していること」を理解してもらい、協力が得られるよう良好なコミュニケーションに努める。
なお、各種情報の守秘義務は当然である。

- ① 重要な会議には出席する。
 - 理事会、評議員会、常務理事会、常任委員会、経営執行会議、各業務委員会、各懇談会、予算折衝会議等
- ② 重要書類は閲覧する。
 - 決裁文書、会議議事録、契約書、その他報告書等
- ③ ヒアリング(事情聴取)
- ④ 各部署への往査・・・知恵は現場にあり！

(監事の独立性の問題に関連して)

6、教学監査にどう取り組むか

学校法人の業務監査では教学監査は中心的課題でもあり、「個々の教員の教育・研究の内容まで立ち入ることは適当でない」(文科省のQ & Aより)とあることから、あまり難しく考えずに取り組んで良いのではないか。

① 「教育の質」と「学校運営」とを念頭に置いて検討すべき課題が多い。
(ある事例)

② 確認すべき具体的な事例

- ・自己点検・評価への取り組み状況
- ・受験生の確保方法と結果の状況
- ・留年、除籍、中途退学者の状況
- ・進路・就職についての指導状況
- ・学生・生徒・児童・園児、保護者の満足度
- ・教職員の採用と研修(FD・SD)の取り組み状況
- ・各設置学校別の事件・事故・訴訟状況
- ・学生等の健康管理状況
- ・教員の研究費の適正な使用状況
- ・学部学科の新増設状況
- ・グローバル化の推進状況
- ・社会貢献、地域貢献状況
- ・生涯学習への対応状況 等々

7、三様監査の内容

監事・内部監査室・会計監査人の役割が異なることから、連携を強化し補い合って活動する。

(内部監査室との連携)

- ① 定期的に業務連絡会を持ち、情報交換や補完的な相互連携を図る。
- ② 内部監査室監査報告書公布の際に立ち会い、監査実施報告書を閲覧する。
- ③ 内部監査室指摘事項のフォローアップ状況を把握する。

(会計監査人との連携)

- ① 定例的に会合を持ち、相互に監査計画・経過・結果の報告を行い、意見・情報交換を行う。
- ② 会計監査人監査の際に立ち会うこともある。
- ③ 会計監査人指摘事項のフォローアップ状況を把握する。

8、監査意見の実効性を上げる工夫・・・「夕陽のガンマン」の効果は？

- ① 監査記録を作成し、それをもとに情報や資料をまとめる。
- ② 「監事会」を毎月実施して監事間で監査内容を議論し、監査意見をまとめる。
- ③ 著しく妥当性を欠いているとか違法性のおそれのある場合には、その都度意見を述べ、会議でも発言する。
- ④ 「フォローアップ監査」の実施とその結果も伝える。
- ⑤ 監査報告の際、評議員会(または理事会)で監事意見を表明する。

9、予防監査の推進・・・「カーナビ」的役割が必要

- ① 監査意見ではできるだけ改善提案を行う。
- ② 監事による「コンプライアンスセミナー」などを実施する。

10、非常勤監事の役割

(常勤と非常勤の監事がいる場合の例)

- ① 客観性を重視し、学外からの情報提供や業務全般に対する意見具申をする。
- ② 原則として、「理事会」、「評議員会」、「会計監査人による監査講評」には出席する。なお、必要に応じてその他の会議にも出席する。
- ③ 毎月開催の「監事会」に出席し、監事間で監査内容に関する意見交換をする。
- ④ 常勤監事と協議の上、必要に応じて調査・ヒアリング・往査などの監査を実施する。
- ⑤ 学内コンプライアンス遵守等のために啓発活動(セミナー講師等)を行う。
- ⑥ 常勤監事に事故ある時は、常勤監事の業務をできる範囲内で実行する。

(非常勤監事だけの場合)

11、終わりに

監査のゴールは、学校法人の経営危機の芽を早めに発見し、危機を事前に回避させるために、監査指摘や意見表明を通して、問題点が改善され学校発展に寄与すること。それが監事の最大の喜びである。

以上

(講師の主な経歴)

昭和 39 年	三井信託銀行(現三井住友信託銀行)入行
平成 5 年	同銀行 常勤監査役
平成 10 年	新日本空調(株) 常勤監査役
平成 16 年	(学)青山学院 常任監事(就任前の半年間は非常勤監事)
平成 18 年	同 常務理事
平成 22 年	同 常勤顧問(経営全般担当)
平成 22 年	同 常任監事
平成 26 年	同 顧問(コンプライアンス担当)

有識者講演 ①

(京都会場)

講師：長谷川 正治

(学校法人同志社監事)

「学校法人の実効性ある監事監査を目差して～実例を中心に～」

1 はじめに

- ・ 監事体制の実態（常勤と非常勤）
- ・ 監査環境の現状（監事の学内組織の理解度と学校内の監事に対する理解度）
- ・ 学校法人の「監事」と会社法の「監査役」
- ・ 平成 17 年私立学校法の改正と「監事の監査」
- ・ 「財産監査」と「業務監査」

2 私立学校法人の監事と国立大学法人の監事

- ・ 国立大学の制度
- ・ 私学の多様性と自主性

3 (学) 同志社の状況

- 非常勤監事 3 名（構成は元学部長、元法人事務長、公認会計士）
- 内部監査室 1 名（常勤）
- 会計監査人（外部） 大手監査法人
- 創設者（新島襄）と建学の精神（自由、自治、自立）（キリスト教主義、自由主義、国際主義）
- 財務管理の特徴 （各学校の独立採算、経常勘定と建設勘定）
- 学校の規模 同志社大学（14 学部、16 研究科）同志社女子大学（5 学部、4 研究科）
- 一貫校・中学高等学校（4 校）、小学校(2 校)、幼稚園(1 園)
- 学生、生徒等の人数 同志社大学約 29200 名 同志社女子大学約 6500 名
生徒約 6300 名

4 監事に必要な適格性

- ・ 専門的知識、能力、意欲
- ・ 独立心と正義感

5 監事監査の目的と基本方針

- ・ 監事監査基準
- ・ 監査環境の整備と環境の理解
- ・ 適法性監査

- ・妥当性監査
- ・財産監査
- ・効率的監査(三様監査の利用)

6 監査の実施（監査計画立案から監査報告書の作成、提出まで）

- ・監査計画書の作成・（監査実施項目と実施時期等）

- ・監査手続きの実施（期中監査と期末監査）

<期中監査>

- ・重要な会議への出席（理事会、評議員会、その他）
- ・教学面の抽出事項の運用状況の確認
- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備等自己評価チェックリストの検討と提出書類に押印

<期末監査>

- ・現預金実査（会計監査人の監査に依拠）
- ・決算と計算書類の作成（会計監査人の監査に依拠）
- ・理事長、大学長とのミーティング
- ・高校、中学校、小学校、幼稚園へ調査表（資料添付）送付と回答書の入手
- ・入手後にヒアリング実施

- ・監査結果のまとめと監査報告書の作成、提出
- ・その他

- ・財産目録の書類に捺印（資産の総額変更登記のため）

- ・「監事の業務執行状況」調査の書類（文部科学省）に署名、押印

7 効率的な監査のための戦略

<財産監査の戦略>

- ・会計監査人（外部）との連携
- ・内部監査人との連携
- ・会計監査人（外部）と内部監査人との連携なくして監事監査は困難

<教学面の監査の戦略>

- ・教育の質向上、質保証システムの理解
- ・全般的には大学の自己点検、評価を利用

- ・個別的には質向上、質保証の点検項目を抽出し実施部署、確認部署及び確認方法をチェック
- ・受験生確保方法と結果の適切性の確認（学生の受入）
- ・学生の留年、退学、除籍の状況把握と対策の確認（教育の質）
- ・最終学年の学生に対する進路指導状況の確認（教育の質）
- ・講義の休講と補講の関係の確認（教育の質）
- ・各教員の講義担当コマ数の確認（教育の質）
- ・学部毎の非常勤講師の数と各担当講義数の確認（教育の質）
- ・教員の外部資金獲得状況の確認（教育の質）
- ・教員の研究費の使用適正性の確認
- ・教職員の研修（FD、SD等）の受講状況の確認（教育の質）
- ・学生等と保護者の満足度の確認（教育の質）
- ・各設置校の事件、事故、訴訟の数の確認

8 私の考えるこれからの課題

- ・監事監査に関する情報の入手と研修機関の設置
- ・会計監査人（外部）の私学法上の取り込み
- ・一定規模以上に常勤監事の義務付け
- ・監事の任期の適正化（4月1日開始法人）と監査実績の引継ぎ
- ・資産変更登記の3カ月以内への変更
- ・監事監査基準の作成と運用

(資料1) 教学面の監査に使用資料 (大学に回答依頼)

教学面の監査として実施すべきと考えられる次のテーマの監査内容について、担当の部署と把握の方法の概要を記載してください。

(1) 自己点検・評価への取り組みの確認

[テーマ実施部署]

[確認しておられる部署と確認方法]

(2) 受験生確保方法と結果の適切性の確認

[テーマ実施部署]

[確認しておられる部署と確認方法]

(3) 学生の留年、退学、除籍の状況把握と対策の確認

[テーマ実施部署]

[確認しておられる部署と確認方法]

(4) 最終学年の学生に対する進路指導状況の確認

[テーマ実施部署]

[確認しておられる部署と確認方法]

(5) 講義の休講と補講の関係の確認

〔テーマ実施部署〕

〔確認しておられる部署と確認方法〕

(6) 各教員の講義担当コマ数の確認

〔テーマ実施部署〕

〔確認しておられる部署と確認方法〕

(7) 学部毎の非常勤講師の数と各担当講義数の確認

〔テーマ実施部署〕

〔確認しておられる部署と確認方法〕

(8) 教員の外部資金獲得状況の確認

〔テーマ実施部署〕

〔確認しておられる部署と確認方法〕

(9) 教員の研究費の使用適正性の確認

〔テーマ実施部署〕

〔確認しておられる部署と確認方法〕

(10) 教職員の研修（FD、SD等）受講状況の確認

〔テーマ実施部署〕

〔確認しておられる部署と確認方法〕

(11) 学生等と保護者の満足度の確認

[テーマ実施部署]

[確認しておられる部署と確認方法]

(12) 各設置校の事件、事故、訴訟の数の確認

[テーマ実施部署]

[確認しておられる部署と確認方法]

以 上

(資料2) 大学以外の学校に使用資料 (各学校長に回答依頼)

調査表

以下の質問事項にお答えください。記入欄が足りないときは、別紙添付してください。

	学校は理念に基づいた目標を設定していますか。
	[]はい []いいえ
回答が<いいえ>の場合、その理由を次の欄に記入してください。	
	その目標を達成する為に、適切な教員組織及び事務組織の整備が行われていますか。
	[]はい []いいえ
回答が<いいえ>の場合、その理由を次の欄に記入してください。	
	教育内容は学習指導要領に従って実施されていますか。
	[]はい []いいえ
回答が<いいえ>の場合、その理由を次の欄に記入してください。	
	監督官庁より改善等の指示を受けていますか。
	[]受けていない []受けている
回答が<受けている>の場合、受けている指示の内容を次の欄に記入してください。	

	本年度中途退学者は発生していませんか。
	<input type="checkbox"/> 発生していない <input type="checkbox"/> 発生している
回答が<発生している>の場合、中退者の学年と人数及びその理由を次の欄に記入してください。	
	生徒が学習に専念できるような環境が整備されていますか。
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
回答が<いいえ>の場合、整備されていないと考えている事項を次の欄に記入してください。	
	耐震構造上の問題となっている建物はありませんか。
	<input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある
回答が<ある>の場合、問題となっている建物名と改善方法を次の欄に記入してください。	
	教員が教育研究を行うことができる環境になっていますか。
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
回答が<いいえ>の場合、不足していると考えている環境を次の欄に記入してください。	
	全国的な規模の研修会等に参加できる環境になっていますか。
	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
回答が<いいえ>の場合、どのように改善しようと考えているか次の欄に記入してください。	
	十分な財政的基盤を確立し、財務運営が適切に行われていますか。

	[]はい []いいえ
回答が<いいえ>の場合、どのような点で適切でないと考えているかを次の欄に記入してください。	
	本年度または近年に対応を迫られている問題はありませんか。
	[]ありません []あります
回答が<あります>の場合、どのような問題かを次の欄に記入してください。	
	本年度または近年の、最も重視している教育・運営・財政等の目標は何ですか？

上記のとおりであります。

2014年 月 日

学校名

校長（自署押印）

有識者講演 ②

(東京会場)

講師：松本 香

(公認会計士)

学校法人監事監査の実務上の留意点

～主に非常勤監事の視点から～

平成26年10月24日

公認会計士 松本香

I、学校法人の特質

1、自己資本比率（自己資金比率）が高くても安心ではない。

学校法人の貸借対照表の資産側を見ると有形固定資産（校地、グラウンド、校舎、教育用機器備品、学生寮等）の金額が多額で、資産総額全体に占める有形固定資産の割合も大きい。

一方負債側を見ると、有形固定資産を過去の資金が潤沢であった時代に補助金や自己資金で施設設備を調達した法人は有形固定資産に比べると負債金額が少額で、一見自己資本比率（自己資金比率）が高くなり財務が安定しているように見えることがある。

しかし、学生募集がうまくいかない大学は年間の収入が不足して人件費や経費を賄えない状態になっているところが多い。

このため、保有している現金預金を食いつぶしたり、運転資金の借入金がかさんだりして資金ショートに陥り苦しい経営に追い込まれている場合がある。

貸借対照表を見ただけではこのような現状が見えないこともある。

また、企業では経営が苦しくなった場合は不要資産を売却したり不採算事業からただちに撤退したりして規模を縮小し出直すことが多い。

しかし学校法人は設置基準などの関連から売却できない資産が多いので多額の資産を抱えながらも資金不足のため破綻の危機に向かう場合もある。

2、良くなるのは4年間、悪くなるのも4年間

4年制大学の場合はある年度の学生数の減少が顕著であっても、ただちに学生生徒納付金の収入金額が大きく減少することにはならない。

なぜならば、4学年のうち1学年だけの授業料収入が減少しても他の3学年（2～4年生）の収入がカバーするのですぐには現れない。

しかし学生募集の不調が4学年すべてに及んだ時、深刻な影響が出る。

経営改善が進んで学生募集も軌道に乗ってきたときも、一気にすべての学年の人数が増加する訳はないので、学生生徒納付金が回復するのはある程度年数が進むことが必要となる。

3、経営計画の設定と確実な実行が重要

学校法人の経営危機は学生募集が失敗した学年が進行していくと明確に表れてくるが、その時には既にかかなり深刻な事態となっていることが多い。

ここにあらかじめ経営計画を設定して確実に実行していき、経営危機を事前に回避していくという事業計画の重要性がある。

危機が深刻になってからでは、人員整理や給与カットなどの大きな犠牲を払うことになる。

II、非常勤監事としての着眼点

まず現状を把握して、次に学校法人の今後のあるべき方向を認識する。

そのための着眼点は。

1、財務情報（計算書類）の着眼点

（決算上の赤字・黒字）

① 赤字基調か黒字基調か

帰属収支差額の推移（できれば5年間）を観察する。

帰属収支差額・・・消費収支計算書の当期消費収支超過額＋基本金組入額

黒字が続いていれば、この法人は黒字基調で、破たんの危険性は比較的少ないのでまずは安心。

赤字が続いていれば状況によって破たんの危険性を考えなければならない。

② 黒字基調の場合

現時点で借入金が残っていれば、まず借入金の返済を優先したうえで、余った資金をどう有効に使うかを考えていく。

借入金返済を続けていくのに十分な黒字となっているか。

余裕資金はどのくらいあるのか。貸借対照表の固定資産にある特定資産の残高と合わせて考える。

③ 赤字基調の場合

現金預金等の資金が枯渇するリスクはあるのか。

枯渇すれば支払い不能となって破綻する。

赤字額が年間の減価償却額の範囲内に納まっているか。

現在保有している手持ちの資金額との兼ね合いで早急に今後の経営改善の道を探らなければならない。

(資金上の赤字・黒字)

① 資金は増加基調か減少基調か

現金預金残高の推移（できれば5年間）を観察する。

この場合貸借対照表の現金預金だけではなく固定資産にある特定預金（資産）も合わせて現金預金として考える

現金預金の残高が増加傾向にある場合は、学校法人としての体力は強くなっていると考えられる。

逆に減少傾向にあれば、学校法人としての体力は衰えつつある場合が多いので、まだ枯渇する前に手持ちの資金を活用して経営改善計画を立てて確実に実行する。

② 増加基調の場合

手持ちの資金をいかに有効に活用して教育研究環境を改善していく事が重要なので資金の使い方が問題となる。

財務上の問題の重要性が相対的に下がって、ガバナンス、内部統制の整備等々の管理体制の整備や経営方針（大学としての方向性）の決定とその浸透等々の相対的重要性が増してくる。

③ 減少基調の場合

現金預金が完全に枯渇してしまったら支払い不能で破綻してしまう。

ある程度の資金がなければ経営改善計画を立案することも難しい。

経費や人件費の節減だけでは教職員のモチベーションが上がらず、なかなか続かない。

明るい夢も掲げながらでなければ苦しい再建計画は達成できない。夢を掲げるにはある程度の資金が必要。

ここに経営再建計画は財務上追いつめられる前の早め②立案でなければならない理由がある。

(決算上の赤字黒字と資金上の赤字黒字の組み合わせ)

	資金上で黒字	資金上で赤字
決算上で黒字	◎	○（*1）
決算上で赤字	×	××

（*1）大きな設備投資の後。
過大な設備投資の場合

2、会計監査人との連携

非常勤監事は自ら監査業務を行う時間が不足しており、さらにスタッフを持っているわけではない。また会計上の専門知識がそれほどない場合が多い非常勤監事にとって会計監査人との連携で会計上の知識不足を補うことは重要である。

会計監査人にとっては、公認会計士協会の研究報告でも監事との連携の重要性はある程度認識している。

株式会社では会社法上会計監査人は監査役に対する報告義務があるとともに改正された会社法では監査役が会計監査人を選任するので、両者の連携は法律上も要請されている。

学校法人監査は私立学校法ではなく私立学校振興助成法にその根拠を置いていることもあって、私立学校法上は両者が連携する義務はない。

このような事情から、監事の側から積極的に会計監査人に対するアプローチも必要である。

(1) 年1～2回程度の懇談

① 期末監査が終了して理事会開催の前に1回
期末監査の最終日、監査終了後に時間をとる

② 期中監査の最中の夕方

そのためだけに日程をとるのは、特に5月は難しいので、監査人が大学にいるときに実施したい。

(2) 会計士監査の現場に立会う

忙しい非常勤監事にとっては、まずは会計監査人との懇談を優先するか。

(3) 懇談時の話題

まずは具体的な話題・質問を出して、実りある懇談へと導く。

① 経営上の課題

公認会計士は会計・監査の専門家なので経営上の問題点は解らないわけではないが、自分から切り出すのは躊躇するので監事から提起するのが自然である。

例えば、

- ・学生募集が最近困難になっているが、会計上は影響が出ていますか。深刻度は強いですか。
- ・理事会では昇給の率を巡って議論がありますが、公認会計士から見て人件費が財務に与えている影響はどうですか。

② 内部統制上の問題

内部統制組織の整備は監査の前提条件なので、公認会計士も関心を持っており積極的な議論ができる。

- ・稟議制度の運用上、金額基準を工夫して権限をもっと下に委譲したほうが良いのではないか。

- ・稟議書に添付する契約書原稿等の資料は現状で十分ですか。

- ・資金運用に関して、運用規定などの管理体制は十分ですか。資金運用に関する基本的なスタンスはどのようにあるべきだと思いますか。

本学の資金運用規定に何か問題がありますか。(報告、投資先等々)

現在投資している金融商品のリスクは大丈夫ですか。

③ 財務上の問題

- ・赤地基調か黒字基調なのか

消費収支計算書の当年度消費収支差額を見ただけではわからない。

- ・資金上の心配はないか。

資金が枯渇する方向に進んではいないか。

- ・現状の位置づけと今後の課題

現時点の財政状態は良い状態なのか、心配な状態なのか。

- ・学校法人会計基準の改正に向かったの準備はできているか。

予算は新基準でたてることを理解して準備しているか

ソフトウェアは対応しているか。(特に自前で開発したソフトを使っている場合)

これを機会に独自開発からアプリケーションソフトへ乗り換えるか

- ・経理部門人的及び能力的パワーは十分か

人員が不足して業務が遅れがちになっていないか。学校法人会計基準に対する理解が不足していないか。

- ・資金運用に関する成績はどのように評価(理解)すればいいのでしょうか。

(4)「株式会社（大会社）の会計監査人と監査役の関係」と「学校法人の独立監査人と監事の関係」の違い

株式会社の監査役は会計監査については会計監査人が行った監査を相当と認めればそれを自らの意見とするので、基本的に会計監査は会計監査人に任せている。

ただし、会計監査人は取締役が不正や違法行為、定款に違反する重大な行為を行ったことを発見した時は監査役に報告しなければならない。

換言すれば会計監査は会計監査人に任せ、大きな問題があった場合は報告を受けるという仕組みとなっている。

また、改正会社法では監査役が会計監査人を選任します。

学校法人では監事が会計監査と業務監査の両方を行い独立監査人が監事に報告する私立学校法上の責任はないが「学校法人委員会研究報告第17号 学校法人の監査人と監事の連携のあり方等について」において、会計監査人と監事の連携について、実務の参考に供するよう研究報告が取りまとめられている。

Ⅲ、監事の権限を活用する

監事として理事長に説明を求めることができる。会計監査人と違って理事者に対して意見や要求をすることができる私立学校法という法律上の権限を持っているので、これをうまく活用したい。

特定のテーマについて説明を求める。

株式会社においても監査役が特定の問題に関して会社の考え方や対策の実施状況を問い合わせることがある。

これに対しては取締役会の席上説明する場合と別の場で機会を作って（多くの場合は取締役会の閉会后、場所を設定する）説明する場合がある。

長時間の説明というより30分程度の概要の説明という程度のことが多い。

例えば①会社における資金運用の実態とリスク管理をどうしているか。②新規事業の現状と今後の方針、③労働者派遣と製造請負の峻別

学校法人の場合もこれを活用できる。

例えば、①新学部を設置して2年間経過したが、現状報告と完成年度に向けた大学の方針を聞きたい。

②資金運用の現状と資金運用規定などの管理体制はどうなっているか。

③学生募集に苦戦しているようだが、今年度の見通しと将来の予測は。

④経営改善報告計画を立てているが、教職員に説明し、全学一体となって実行していく体制になっているか。

⑤ 職員の能力向上にはどのように取り組んでいるのか。

理事会の席上で報告を受けて、出席している理事全員がその場でディスカッションするように誘導することも考えられる。

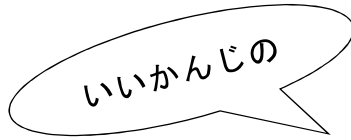
また、監事が学校法人に対して意見や要望を伝える際に窓口になる担当者を置いてもらうように働きかけることも必要である。

有識者講演 ②

(京都会場)

講師：佐野 慶子

(公認会計士)



監事による監査のポイント

公認会計士 佐野慶子

監査概論

- 制度の違い
- 対象の違い
- 監査人の違い

学校法人における監査

1 さまざまな視点

- 公認会計士の目
- 監事の目
- 内部監査人の目

2 さまざまな連携

- 監事間の連携
- 公認会計士との連携
- 内部監査人との連携

3 さまざまな期待

- 学校関係者の期待
- 社会の期待

【監査概論】

(1) 制度の違い

1) 学校法人(私立学校法)

学校法人自らの社会的責任の自覚に対する期待が高まり、公共性の高い法人として自律的かつ機動的な経営と説明責任が一層求められるようになったことを背景に、私学法を平成16年に改正。

監事：外部性を導入。～専門性と独立性を要求。

業務監査と財産監査の結果を記載した監査報告書の作成・提出。

不正行為、法令・寄附行為違反の重大事実についての報告。

理事長に対して評議員会招集請求。

2) 株式会社(会社法) (現行(H26.6.20改正前))

① 主な監査役(=自らが自らの権限で監査を行う人=独任性)の権限等

取締役の職務執行の監査(381条1項)

取締役に対する事業報告請求権、会社業務・財産状況調査権(381条2項)

子会社調査権(381条3項)

取締役会への出席義務及び意見陳述義務(383条1項)

取締役会の招集請求権及び招集権(383条2項、3項)

取締役の違法行為差止請求権(385条1項)

取締役と会社間の訴訟代表権(386条)

取締役等の責任一部免除に関する議案等の同意権

(425条3項1号、426条2項、427条3項)

被告取締役側への会社の補助参加に対する同意権(849条2項)

② 主な監査役会の権限等

監査役の選任に関する議案同意権、議題提案権、議案提出請求権(343条)

会計監査人の解任権、選任・解任・不再任に関する議案同意権・議案提出請求権(340条、344条)

取締役から、著しい損害を及ぼす事象について報告を受ける権限(357条)

会計監査人から、取締役の業務執行に関して報告を受ける権限

(397条1項、3項)

会計監査人の報酬等に対する同意権(399条1項、2項)

3) その他の組織

公益財団法人、公益財団社団、一般財団法人、(一般社団法人)

(2) 対象の違い

業務監査
会計監査
環境監査、システム監査 等々

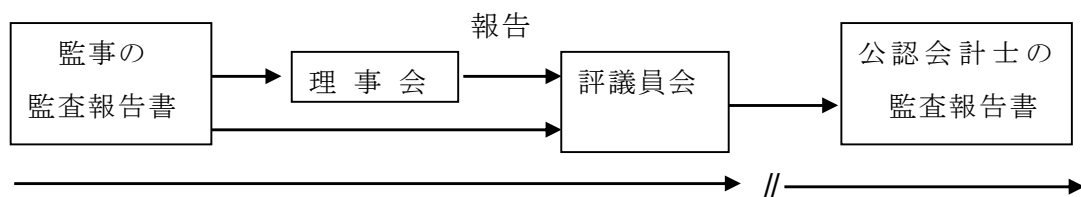
(3) 監査人の違い

組織外の者による監査～公認会計士又は監査法人等
組織内の者による監査～監事又は監査役、内部監査室

☆学校法人におけるそれぞれの監査報告のタイミング

- ・内部監査人は、理事長等の求め及び自己の判断で随時。
- ・監事は、決算(承認)に係る理事会までに監査を終了し、理事会及び評議員会に提出する監査報告書を作成。→5月末までに
- ・公認会計士又は監査法人は、監査は理事会で承認された決算に対して意見を表明する。→6月末までに

監事監査終了時点では、公認会計士監査は終了していない。



〈 私学法の定めにより、2月以内に 〉 〈通知*により 6/30 までに〉

*昭和46年5月10日文管振第69号

「I 第1章総則について

4. ～略～ なお、文部大臣に届け出るこれらの計算書類は、公認会計士または監査法人の監査を受けたものであり、かつ、当然のことながら、学校法人内部の正規の手続を経て作成されたものでなければならないこと。」

【学校法人監査】

1. さまざまな視点

(1) 公認会計士又は監査法人による監査

監査基準、監査に関する品質管理基準に基づき実施

(&金融商品取引法監査を念頭に置いた「監査における不正リスク対応基準」)

① リスクアプローチ

「監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクを評価し、発見リスクの水準を決定するとともに、監査上の重要性を勘案して監査計画を策定し、これに基づき監査を実施しなければならない

ない。」～「監査基準」より

②対象の学校法人や学校法人を取り巻く環境の理解

③内部統制の適切な評価～リスク評価に当たっての重要な要素～

- ・内部統制制度を評価し、監査計画を立案し監査資源の投入の濃淡を決定。往査のタイミング、試査の範囲、重点項目の決定等。
- ・内部統制の評価は具体的な監査手続着手前のみならず、個々の実証手続実施時にも実施。
- ・内部統制制度に欠陥があると認められた場合には、試査の範囲の拡大、深度ある実証手続を実施するために往査日数の増加を検討。

その重要性によっては監査受嘱の継続の可否についても検討。

- ・理事、監事等とのコミュニケーションにより心証を補強。
～監事と協議するなどして適切に連携。

☆内部統制

4つの目的を達成するために組織内の全員により遂行されるプロセス

- ①業務の有効性・効率性 ②財務報告の信頼性 ③コンプライアンス
- ④資産の保全

6つの構成要素からなるプロセス

- ①統制環境～組織の気風を決定し組織内の全員の意識に与える環境
- ②リスク評価と対応～目的達成の阻害要因を識別し分析・評価・対応
- ③統制活動～トップの指示が適切に実行されるための方針・手続
- ④モニタリング～内部統制の有効性を継続的に監視し評価
- ⑤ITへの対応～全ての要素を有効・効率的に機能させるための活動
- ⑥情報と伝達～情報の共有

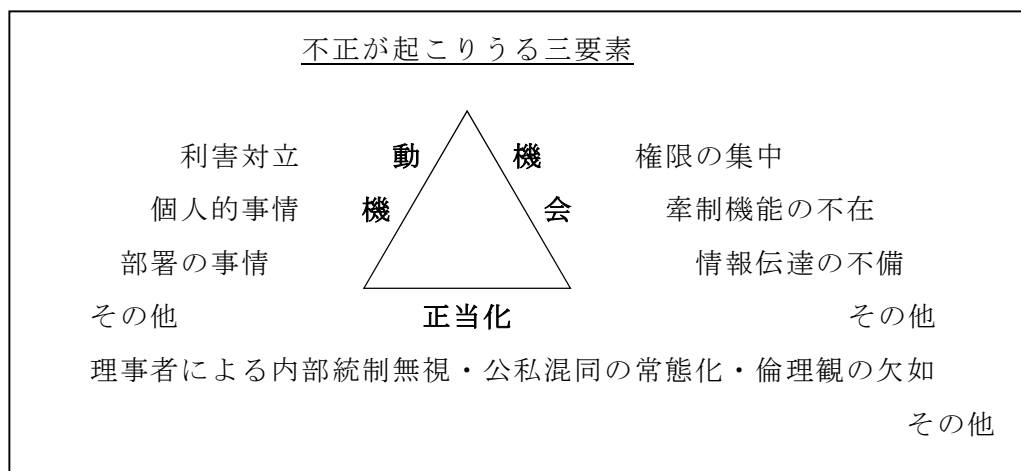
【“えっ、まさか！”を起こさないための業務の適正性確保のための体制】

④監査計画に基づく組織的監査

- ・キャリア等を勘案して監査メンバーを配置する。
- ・担当科目を合理的に割当てるとともに、監査視点が偏向しないよう適切にローテーションさせる。
- ・リスクの兆候を予め見極め、必要な監査事項に漏れが生じないよう、かつ、効率よく実行できるよう統制する。
- ・重要な問題の看過、誤判断を回避するよう、監査資源の投入に濃淡を付けて実施する。

⑤職業的懐疑心

- ・不正や誤謬の起こりやすい環境を理解し、重点的に監査資源を投入。



- 不正な財務報告～・計算書類の基礎となる会計記録や証憑の改ざん
 - ・会計事象・情報等の操作
 - ・会計基準の恣意的不適切適用 等
- 資産流用(不正)～・余剰研究資金の返還回避のための証票改ざん
 - ・自己都合による資産流用 等
- 誤謬～・情報伝達の不備
 - ・基準、規則、規程の周知不十分、誤解
 - ・チェック体制の不備
 - ・ケアレスミス 等

⑤監査手続結果の分析と評価

- ・監査意見の形成にあたり、個々の項目の監査結果のみならず全体としての重要性を判断。

⑥独立性を維持し、監査意見を表明

- ・学校法人から独立した立場での、意見表明。
- ・意見表明に当たって、意見形成が適切に行われているか審査を行うとともに、作成した計算書類に対する理事長等の認識を確認(理事者確認)。

(2)監事による監査の視点

- ・執行機関及び意思決定機関、諮問機関と並んで学校法人の一機関であり、社会的説明責任遂行を担保。
- ・学校法人の業務及び財産の状況について、経営面・教学面、適法性・適正性の観点から、リスクの萌芽を早期にキャッチし、具申。

(3) 内部監査人による監査の視点

- ・ 理事長等の指示・指揮に従い、学校法人の各組織が、“ルール通り”機能しているか、ルールに不都合はないかなどを検証し、具申。
→ 内部統制の状況等が適切に構築され運用されているか。

2. さまざまな連携(協調)

(1) 監事と公認会計士・監査法人(以下、「監査人」)

根拠法令が異なるため両者が制度的に利用しあう体制とはなっていない…が、

① 監査人にとっての効果～効率的な監査の遂行～

- ☆ 監事は理事会・評議員会や重要な会議に出席している…
- ☆ 監事は理事長や理事の業務執行の状況を監査している…
- ☆ 監事は法人組織内の各部署の業務分担や内容に精通している…
- ☆ 監事は学校の環境、現況を把握しており、リスクの兆候をつかんでいる…
 - 内部統制評価手続の効率化
 - 理事の業務執行状況、意思決定プロセスに関する情報の入手。
 - 監査における実証手続の効率化。

② 監事にとっての効果

- ☆ 監査人は会計基準に精通している…
 - 会計処理のミスや、懸念事項を検出し適切な処理を指導している。
 - 会計基準改正の動向についての情報を把握している。
- ☆ 監査人は理事長等とのコミュニケーションを実施している…
- ☆ リスクアプローチにより効率的に内在するリスクを把握している…
 - 会計処理等に係る重要な誤り等の情報の入手
 - 重要な虚偽表示リスク評価に関する情報の入手
 - 業務監査への注力、監査業務の効率化

③ 効果的連携のために

- ・ 連携に当たって、理事長(理事会)の十分な理解を得ること。
- ・ 株式会社、公益法人等は、会計監査人の監査の相当性を判断して自己の意見とすることができるが、私立学校の監事は自ら財産監査を行わなければならないことを踏まえ、監査人と監事の双方が効果を共通理解すること。

④ 連携の方法

A 契約時(監査開始時)

連携に当たってのお互いの報告事項の範囲についての協議、合意
監査スケジュールのすりあわせ

公認会計士等→監事：監査計画の説明～日程、往査場所、メンバー、
重点事項、会計基準の改正等環境変化の説明 等
監事→公認会計士等：監査計画の説明～日程、重点事項
学校法人及び環境変化の説明 等

B 期中監査時～随時の情報交換等

C 期末監査時

監事監査報告書作成直前

監査人→監事：当該時点までの検出事項等について説明

(「独立監査人の監査報告書」の意見形成前)

監事→監査人：重要な後発事象等の有無や内容について説明

監査人の監査報告書提出時(監事監査報告書提出後＝決算理事会終了後)

監査人→監事：監査人の意見形成に係る判断を報告

(2) 監事間

常勤監事と非常勤監事の役割分担

非常勤監事同士の役割分担

(3) 監事と内部監査人

内部監査人 ←→ 監事

3. さまざまな期待

(1) 学校関係者の期待

“理事長、理事、理事会に、もの申してくれるのではないか…”

“学校以外の分野で得た知見を活用してくれるのではないか…” 等々

(2) 社会の期待

“学校法人の運営状況をしっかり見てくれているのではないか…”

“健全な組織体制を担ってくれているのではないか……” 等々

参考：日本公認会計士協会HP <http://www.hp.jicpa.or.jp/>

研究報告第17号 「学校法人の監査人と監事の連携のあり方等について」H23. 1. 13

研究報告第23号 「監査基準委員会報告書315「企業及び企業環境の理解を通じた重要な虚偽表示リスクの識別と評価」を学校法人監査に適用する場合の留意点に関するQ&A」 H24. 2. 14

研究報告第10号 「監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」を学校法人監査に利用する場合の留意点」 H24. 7. 18(改定予定)